

審議の取りまとめにあたって

平成 22 年 11 月 19 日

社会保障審議会介護保険部会

委員 齊藤 秀樹

(全国老人クラブ連合会)

委員 木間 昭子

(高齢社会をよくする女性の会)

1 制度の根幹は恒久財源の確保まで変えるべきではない

(1) 唐突な提案、拙速な結論は国民の不安感を増幅させ、制度の信頼を欠くこととなります。利用者・高齢者の多くは、どのような制度改正が行われようとしているか知らされていません。財政の厳しいときは、財源確保の見通しができるまで、制度の根幹は変えず、必要最小限の改正にとどめるべきと考えます。

- ・利用抑制につながる高所得者、軽度者の自己負担引上げには反対です
- ・軽度者と生活援助の給付除外は、国民との約束を反故にするものです

(2) 居宅介護支援は「制度の要」です。

要介護者の自立支援策として導入されたケアマネジメンの有料化は、必要なサービスまで削る利用抑制や居宅介護支援専門員との軋轢、混乱が懸念されます。

有料化のメリット・デメリットの検証もなく、利用者、家族、高齢者の理解と納得を得るための十分な説明がないなかでの有料化は制度を歪めてしまいます。

- ・居宅介護支援費の有料化は「制度の要」が揺らぐこととなります

2 被保険者範囲の拡大など現役世代の負担増には無理がある

介護保険制度は国民全体で支えるという理念のもと、制度創設時から被保険者の範囲は医療保険制度と同様にすべきとの意見を述べてきました。

しかし、財源不足を理由に公費の肩代わり策として導入することには反対です。真に「介護の社会化」の創設の理念に立って、現役世代と真摯に向き合うべき課題であり、財源論を回避したなかでの現役世代の負担増には無理があります。

1

3 反対多数の意見に十分配慮した取りまとめを

審議の過程において多様な意見がありますが、介護保険制度は多くの国民の世論に支えられて発足したことを踏まえ、反対多数の意見、とりわけ利用者、高齢者の意見には十分耳を傾け、取りまとめることを期待します。